

子どもの未来を応援する首長連合運営規約

(名称)

第1条 本会は、「子どもの未来を応援する首長連合」と称する。

(通称)

第2条 本会の通称は、「子どもの貧困対策連合」とする。

(目的)

第3条 本会は、子どもたちが自らの可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓いていける社会を作るため、地域が、広域的な連携を図り、その特色を活かした取組を推進することにより、地域の活性化を図りつつ、貧困の連鎖を断ち切り、子どもたちの明るい未来の実現を図ることを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 子どもの未来を応援するための総合的な企画に関すること
- (2) 子どもに寄り添う支援に向けた情報交換に関すること
- (3) その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、全国の市区町村の長で、本会の趣旨に賛同し、参加表明書を会長に提出した者とする。

(会員の脱退)

第6条 会員は、会長に脱退届を提出することで本会を脱退することができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 副会長 若干名

2 前項に定める役員は、立候補により総会で承認する。

3 会長は役員の互選により選出し、会長は他の役員の中から会長代行を指名する。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員が退任したときは、会長が指名したものが、役員に就任するものとする。この場合において、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その活動を総括する。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

3 副会長は、会長及び会長代行を補佐し、会長及び会長代行に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(総会)

第9条 本会の総会は、年1回開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催できるものとする。

- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 総会は、本会の運営に関する基本的事項等を協議及び決定する。
- 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、やむを得ない理由又は緊急の決定を要する事案があるときは、会員に書面による表決を求め、提出された表決の過半数をもって総会の議決に代えることができる。この場合において、可否同数のときは、前項の規定に準ずる。
- 6 前項の書面は、会長が定めた期日までに本会に到着しないときは無効とする。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、会長の属する市区町村に事務局を置き、役員の属する市区町村が共同で運営する。

- 2 事務局の運営に当たり、会長が必要と認めるときは、その他の市区町村等に協力を要請することができる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会で決定する。ただし、軽微な事項は、会長が決定する。

附 則

この規約は、平成28年11月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年12月1日から施行する。